

令和6年度第1回一庫公園管理運営協議会

日 時 令和6年7月3日(水) 午後1時30分から
場 所 一庫公園会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 出席委員数報告

3. 委員紹介

4. 議 題

(1) 一庫公園の管理運営について

(2) 「県立都市公園のあり方検討」について

(3) その他

① 公園協賛等イベント開催予定

・「ひょうご北摂里山ライド 2024」 … 令和6年10月27日(日)

・「川西一庫ダム周遊里山ファンラン」 … 令和6年11月17日(日)

② 「管理運営協議会」開催日程(予定)

(第2回) 令和6年12月 4日(水) 午後1時30分～

(第3回) 令和7年 2月26日(水) 午後1時30分～

5. 閉 会

【資料一覧】

- ・議事次第
- ・出席者名簿
- ・議題(1) 一庫公園の管理運営について
- ・議題(2) 「県立都市公園のあり方検討」について
- ・一庫公園パンフレット
- ・一庫公園イラストマップ

兵庫県立一庫公園管理運営協議会出席者名簿

【令和6年度第1回(令和6年7月3日)】

【委員】

(敬称略)

選任区分	氏名	所属等	出欠
学識経験者	服部 保	兵庫県立大学名誉教授	出席
	山瀬 敬太郎	兵庫県立農林水産技術総合センター 森林林業技術センター所長	出席
	上田 萌子	大阪公立大学大学院准教授	出席
公園利用者の代表	信田 修次	能勢妙見山ブナ守の会副会長	出席
	久原 弘美	川西市民生委員	出席
活動団体の代表者	三木 くに枝	ひとつら草木染め森遊工房代表	出席
	中野 邦光	ひとつら森のクラブ代表	出席
関係行政機関等 職員	佐々木 敏生	独立行政法人 水資源機構一庫ダム管理所長	出席
	阪本 一生	川西市土木部公園緑地課長	欠席
	宮田 勝	猪名川町まちづくり部建設課長	欠席
	飯田 勸	猪名川上流広域ごみ処理施設組合事務局長	出席
公園管理者職員	首藤 健一 (代理)	兵庫県まちづくり部公園緑地課長	代理 出席
	藤田 朝彦	兵庫県まちづくり部公園緑地課副課長兼企画管理班長	
	家永 薫	兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所長	出席
指定管理者職員	大北 光弘	公益財団法人 兵庫県園芸・公園協会総務部長	出席

【委員外出席者】

(敬称略)

氏名	所属等
高本 良平	兵庫県まちづくり部公園緑地課 整備班副主任
北田 智広	兵庫県まちづくり部公園緑地課 特定プロジェクト班長
谷田 真一朗	兵庫県まちづくり部公園緑地課 特定プロジェクト班主任
鶴 真彩	兵庫県まちづくり部公園緑地課 特定プロジェクト班主事
井上 隆	兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所 所長補佐兼管理第1課長
半田 菜々美	兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所 管理第1課副主任
高松 綾子	兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所 道路第1課主任

【事務局】

氏名	職名
牛尾 巧	所長
仲岡 博明	参事
田中 克朋	課長

1. 一庫公園について

令和6年7月3日
兵庫県まちづくり部公園緑地課

一庫公園について



■一庫公園の概要

- 一庫ダムの湖水面に突き出た緑豊かな半島「知明山」に位置する公園である。
- 公園がある地域一帯は近畿圏の近郊緑地保全区域や猪名川渓谷県立自然公園にも指定され、豊かな自然環境が残されている。その緑の保全と利用の両面をはっきりと進めていくため、川西市が県立都市公園としての整備を県に要請した。

項目	内容
開園面積	48.2ha
開設年月日	平成10年（1998年）年7月29日
年間来園者数	約24万人(令和5年度)
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ネイチャーセンター(北摂里山博物館) ジッターセンター) ・自然観察の森 ・森の広場 ・見晴らしの丘 ・森の遊び場 ・丘の流れ ・駐車場



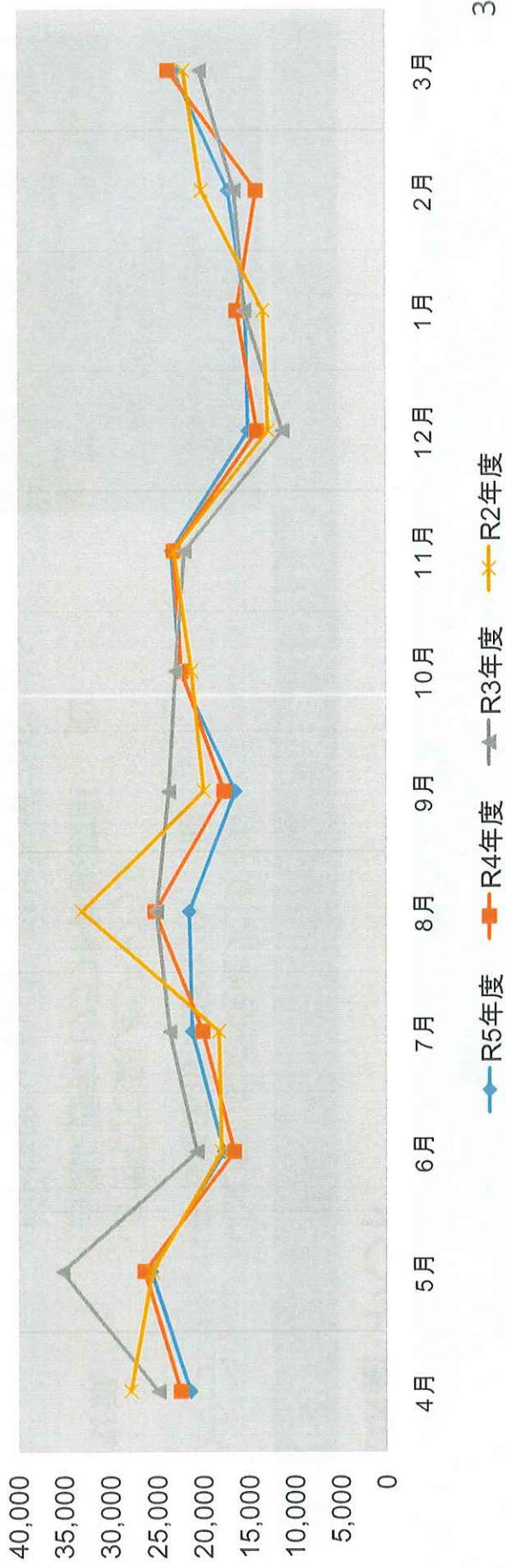
一庫公園について



■ 公園利用者数推移

○ 令和4年度と比較し、令和5年度は天候不良や台風、気温の影響で来園者が減少する月もあったが、団体利用により例年並みの来園者数を確保できた月もあった。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R5年度	21,341	25,634	17,706	21,185	21,467	16,421	22,485	23,412	14,992	15,266	17,147	23,068	240,124
R4年度	22,413	26,340	16,589	20,007	25,183	17,665	22,309	23,126	14,009	16,238	14,092	23,656	241,627
R3年度	24,840	35,157	20,709	23,624	25,049	23,700	22,971	21,996	11,253	15,385	16,507	20,293	261,484
R2年度	27,807	25,513	17,966	18,239	33,056	19,866	21,199	23,092	12,797	13,345	20,047	22,004	254,931





■ 主な取組・イベント

区分	取組・イベント名
健康作り・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・心と体の健康促進プロジェクト ・子育て応援プロジェクト 他
交流	<ul style="list-style-type: none"> ・3世代で楽しむプログラム ・自然に囲まれクラブ体験教室 他
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・「北摂里山博物館」構想支援プロジェクト ・植物性廃棄物リサイクル推進事業 ・展示コーナー活性化プロジェクト ・自然体験推進事業 他
学校・企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとくらすの幼稚園 ・企業・学校サポート推進プロジェクト ・能勢電鉄との連携プロジェクト ・ひとくらす・大学等連携プロジェクト 他
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性ひとくらすパーク戦略」推進プロジェクト ・伝統的な北摂里山再現プロジェクト ・管理運営協議会活性化プロジェクト ・住民活動グループ活性化プロジェクト ・戦略的情報発信プロジェクト ・ひょうご公園人材バンク活用プロジェクト 他



心と体の健康促進プロジェクトの様子



伝統的な北摂里山再現プロジェクトの様子



■管理方法

管理手法	指定管理者制度
現在の管理者	(公財)兵庫県園芸・公園協会
手法の概要	<p> 地方公共団体が指定する者(指定管理者)に公共施設の管理を行わせる制度。 指定管理者は、公園全体の包括的な管理を行い、公共施設の利用料金は自らの収入として収受できる。 </p> <pre> graph TD A[公共団体] -- 指定管理料 --> B[指定管理者] B -- 業務履行 --> A B -- サービス提供 --> C[利用者] C -- 利用料 --> B </pre>
指定管理期間	5年間(令和3年度～令和7年度)
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的に管理運営内容を同一事業者で実施することが可能。 ・兵庫県が指定管理者に指定管理料を支払い、指定管理者が公園全体を管理している。 ・収益事業を実施し、そこで得た収入は指定管理者の収入となる。



■ 一庫公園の管理運営に係る主な計画

時系	計画名	概要
H28.6	兵庫県立都市公園の整備 ・管理運営基本計画	10年間にわたり県立都市公園が担うべき役割と方向性を明らかにし、整備・管理運営に関する基本方針、推進施策を定めた計画。一庫公園については、人と自然が共生する営みの中で伝承される里山文化の継承の推進やくつろぎの公園としての整備・活用について、また地域の高齢者と子どもが一緒に遊べる公園づくりの推進について記載されている。
R1	一庫公園生物多様性戦略 2019	一庫公園の豊かな自然環境と生物多様性を次代へという理念をもとに策定され、期間を平成23年度からの10年間で定めた「生物多様性ひとくらパーク戦略」を踏まえ、これまでの取り組みを継続するとともに、新たな課題への計画を定めた戦略。クヌギ群落や希少種の保全、外来種対策や参画と協働による生物多様性の保全活動の推進等の行動計画等について記載されている。
R3.3	兵庫県立都市公園 リノベーション計画	公園において利用状況や施設老朽の状況、さらに社会情勢の変化を踏まえ、リノベーションを図ることを目的としたアクションプランとして策定。一庫公園は「豊かな森を活かしたレクリエーション、炭焼き等の地域文化の伝承」をテーマに、整備や管理等に係る方策が記載されている。



■一庫公園に関する課題(県立都市公園リノベーション計画より)

- 解説サインの整備 (QRコード等によるサイン整備、アプリの開発)
- 里山管理 (樹木伐採による低木管理)

■一庫公園に関する課題(一庫公園生物多様性戦略2019より)

重要な項目	課題
クヌギ群落の保全	クヌギ保全対策・クヌギ群落の場所の再検討、中長期的な伐採計画・ゾーニングの見直し
希少種の保全	希少種の現状の把握、分布情報の集約
ナラ枯れ対策	残存木の危険性判断、ナラ枯れ後の植生回復状況の把握
野生動物への対応	各種対策の検証、来園者への被害防止、シカの採食圧・イノシシの掘り返しの影響は大きいが公園単体で対応するのは困難
外来種(植物)対策	現状に応じた対策対象種の検討
活動団体	活動者の確保のための広報・募集方法の検討、一庫炭の意義の普及・啓発

2. 県立都市公園における 自然環境保全に関する基本的な考え方

**令和6年7月3日
兵庫県まちづくり部公園緑地課**

1 各公園において検討する事項

- ◆今後、原則として全ての県立都市公園において、当事項について検討を実施する。



- (1) ゾーニング図の作成
- (2) 実際に樹木伐採を行う際（計画策定前段階）の合意形成のルール設定
- (3) 樹木伐採に関する情報発信（工事着手前段階）のルール設定

【参考】検討の背景



○課題に応じて、面的対応及び個別的対応を実施。

【課題】

課題①

○樹木管理に関する基本的なスタンスが整理されていない。

課題②

○樹木管理を実施する際（計画策定前段階）の合意形成ルールが決まっていない。

課題③

○樹木管理を実施する際（工事着手前段階）の情報発信ルールが決まっていない。

【課題への対応(検討事項)】

面的対応

○利用者・専門家等の声を取り入れた**ゾーニング図の作成**。
(園内の樹木管理の基本的なスタンスを明確にし、公表)

個別的対応①

○樹木伐採に係る**合意形成のルールの作成**。
(樹木伐採実施時（計画策定前段階）の公園利用者等への説明周知と意見聴取を実施)

個別的対応②

○樹木伐採に係る**情報発信のルールの作成**。
(樹木伐採実施時（工事着手前段階）の公園利用者等への説明周知を実施)

2 検討に当たつての基本的な考え方 (標準例)

- ◆各公園においては、当標準例を参考にしつつ、「参画と協働」及び「共創」の促進を図ることを念頭に十分な議論を行い、対応する。
- ◆検討に当たつては、各公園の特性に応じて柔軟に対応する。
(検討結果の差異は積極的に許容する。)

(1) ゾーニング図の作成



① ゾーニング図A

- 公園における現状の施設や自然環境について面的に整理。
(地面にある対象物で分類したゾーンと眺望を考慮するゾーンによりゾーン分けを行い、これらを重ね合わせて作成。)
- 将来においてゾーンに変更が生じる場合には管理運営協議会等で合意形成を図る。

② ゾーニング図B

- 個別に配慮・留意すべき対象をスポット的に図示。
- 管理運営協議会等で継続して時点更新を行い、利用者を含む関係者で作り上げていく。

◆各公園の状況によって生じることが想定される差異 (例)

・既に管理運営協議会等において同等以上の取組が行われている公園においては、ゾーニング図の作成に代えて活用する。

(1) ①ゾーニング図A

■ゾーニング図Aについて

- ・園内を「地面にある対象物で分類したゾーン」と「眺望を考慮するゾーン」によりゾーン分けを行い、これらを重ね合わせたゾーニング図を作成し、**ゾーン毎に自然環境保全の目標と、それを踏まえた樹木管理の手法を設定する。**
- ・ゾーンの重複箇所など、明確に区分できない部分がある場合には、継続的に協議する。
- ・将来においてゾーニング変更を行う場合は、管理運営協議会等において合意形成を図る。

＜地面にある対象物で分類したゾーン＞

区分	対象物	自然環境保全の目標	樹木管理の手法
A 施設ゾーン	・文化財、舗装園路等を含む人工構造物	・施設の機能維持を優先する ※希少種等は移植等を検討	・施設運営に支障となる樹木は適切に管理する。
B みどりゾーン ※	・芝生広場、未舗装園路、ベンチ周辺 等 ・森、林 等	・みどりにふれあえるレクリエーションのスペースを確保する ・公園利活用状況により、必要に応じて人が手を入れながら自然環境を保全する	・利活用に応じた樹木管理を行う。
③保護ゾーン	・希少種等がいる森、林等	・現状の自然環境を維持し、希少な動植物を保護する	・希少種等の生息環境に配慮した樹木管理を行う。
C 低未利用ゾーン	・未利用地、空き地 等	—	・最低限の樹木管理を行う。

※②③内にある未舗装園路については、その機能維持のために必要な樹木管理は行う。

＜眺望を考慮するゾーン＞

区分	対象物	樹木管理の手法
D 眺望ゾーン	・視点場からの見所 ※シークエンス（動的・連続的な視点）についても考慮する。	・視点場からの眺望を考慮し、眺望景観の支障となる樹木は適切に管理する。

◆各公園の状況によって生じることが想定される差異（例）

・現状に合わせたゾーン区分・目標・手法を設定する。（貴重な動植物が存在しない公園においては、「保護ゾーン」を設定しない等）



(1) ①ゾーニング図A

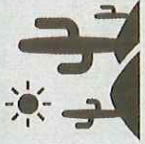
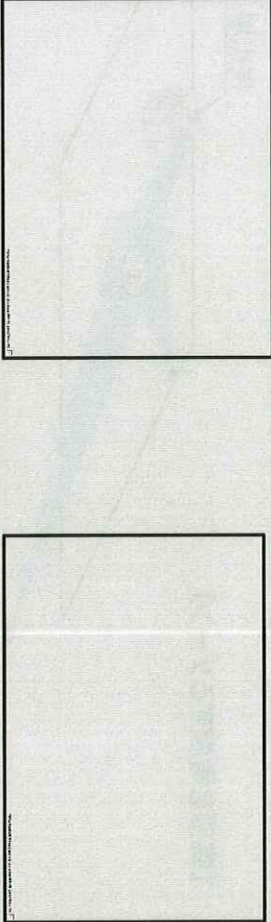
■ゾーニング図Aにおける各ゾーンの具体的イメージ【考え方の例】
 <地面にある対象物で分類したゾーン>

区分		対象物	イメージ			
A	施設ゾーン	・文化財、舗装园路等を含む人工構造物				
	①利用ゾーン	・芝生広場、未舗装园路、ベンチ周辺等				
B	②保全ゾーン	・森、林等				
	③保護ゾーン	・希少種等がいる森、林等				

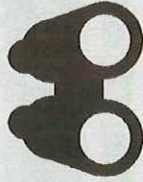
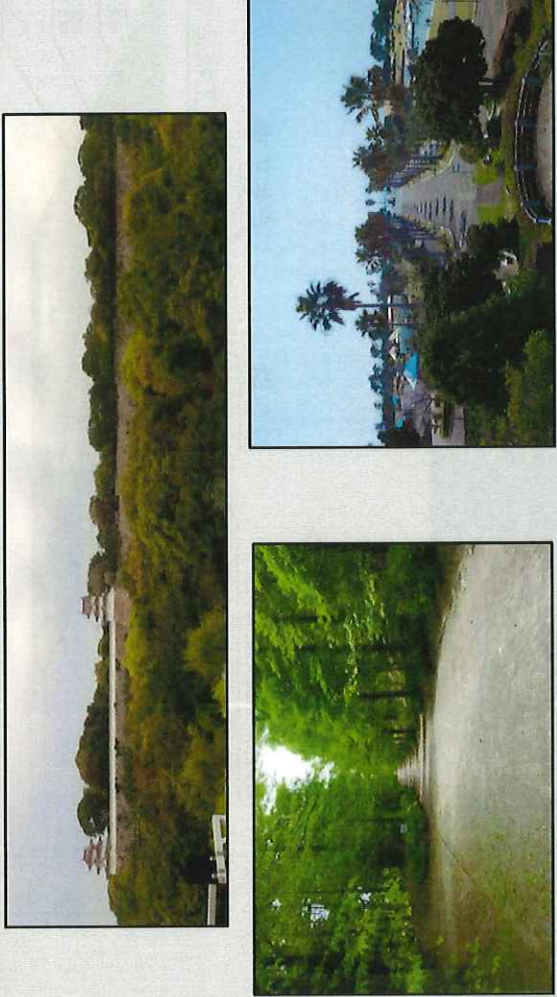
(1) ①ゾーニング図A



■ゾーニング図Aにおける各ゾーンの具体的なイメージ【考え方の例】 <地面にある対象物で分類したゾーン>

区分	対象物	イメージ
C 低未利用ゾーン 	未利用地、 空き地 等	

<眺望を考慮するゾーン>

区分	対象物	イメージ
D 眺望ゾーン 	・視点場からの見所 【例】 明石：櫓、石垣 播磨：ファンジ-ロード 赤穂：瀬戸内海	

(1) ①ゾーニング図A

■ゾーニング図Aの作成イメージ

＜地面にある対象物で分類したゾーン＞

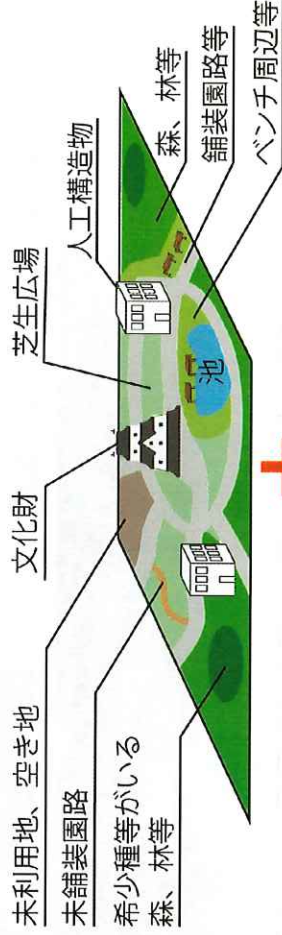
区分	対象物	
A 施設ゾーン	・文化財、舗装园路等を含む人工構造物	
B みどりゾーン	①利用ゾーン	・芝生広場、未舗装园路、ベンチ周辺等
	②保全ゾーン	・森、林等
	③保護ゾーン	・希少種等がいる森、林等
C 低未利用ゾーン	・未利用地、空き地 等	

＜眺望を考慮するゾーン＞

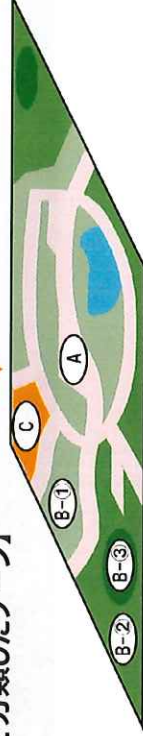
区分	対象物
D 眺望ゾーン	・視点場からの見所 【例】 明石：櫓、石垣 播磨：ファンタジーロード 赤穂：瀬戸内海

＜ゾーニング図のイメージ＞

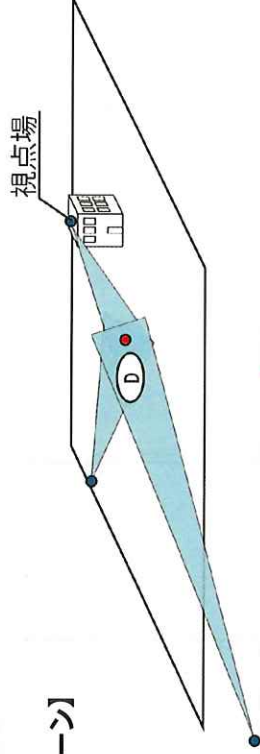
【現状】



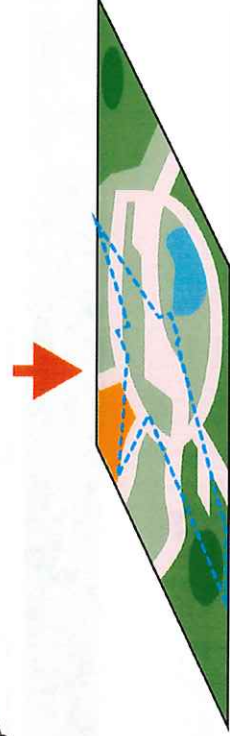
【地面にある対象物で分類したゾーン】



【眺望を考慮するゾーン】



【ゾーニング図A】



凡例

A 施設ゾーン	■ 池
B-① 利用ゾーン	■ 保護ゾーン
B-② 保全ゾーン	■ 眺望ゾーン
B-③ 保護ゾーン	■ みどりゾーン
C 低未利用ゾーン	■ 池
D 眺望ゾーン	

(1) ②ゾーニング図B



■ゾーニング図Bについて

- ・個別に配慮・留意すべき対象をスポット的に図示。
- ・指定管理者は公園管理上留意すべき内容として、公園管理に活かす。
- ・図は、管理運営協議会等において継続して時点更新を行い、利用者を含む関係者で作り上げていく。

背景

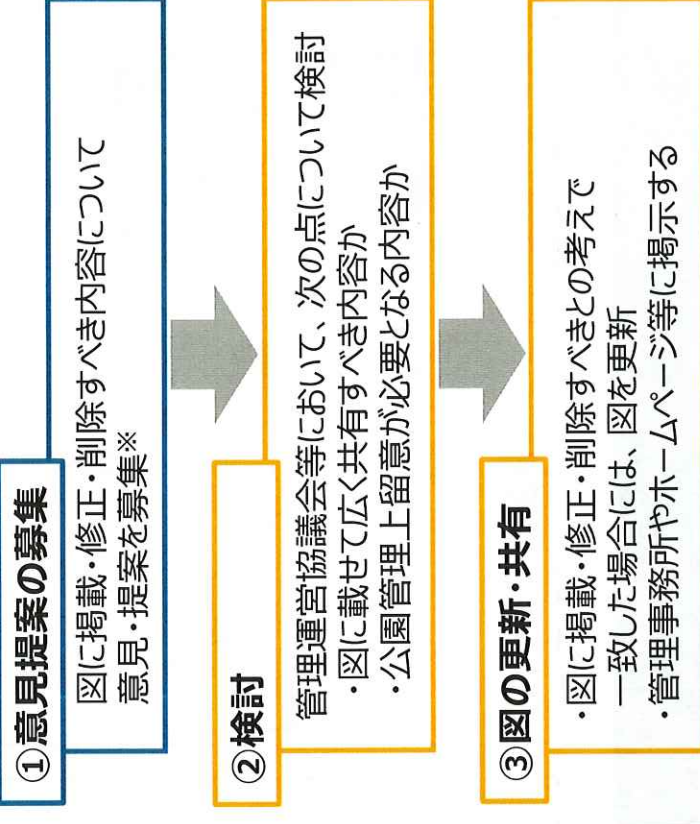
- ・自然環境には、それ自体の希少性に限定されない、多様な価値がある。
- ・自然環境の保全・保護に当たっては、面的な対応だけでなく、スポット的な対応が必要となる。

■掲載対象 (例)

<明石公園>

区分	対象物・エリア
種自体に価値がある植物	・希少植物が生息するエリア
分布上の価値がある植物	・分布上の価値がある可能性のある樹木の群落
環境学習等に適した植物・エリア	・堀周辺の湿地帯 ・トンボの多いエリア
個体の特徴が面白い等の植物	・形状が面白い樹木

■更新の流れ (例)

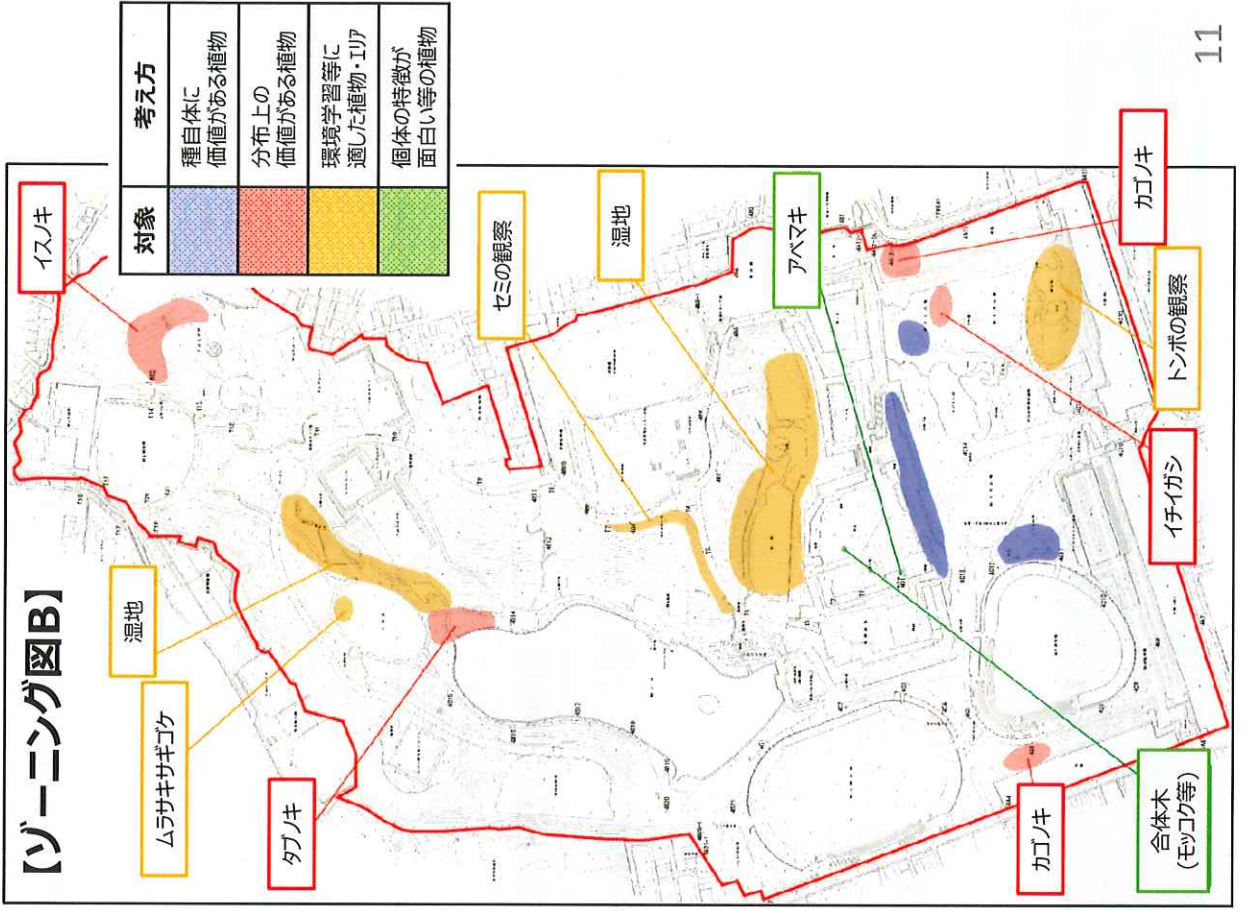
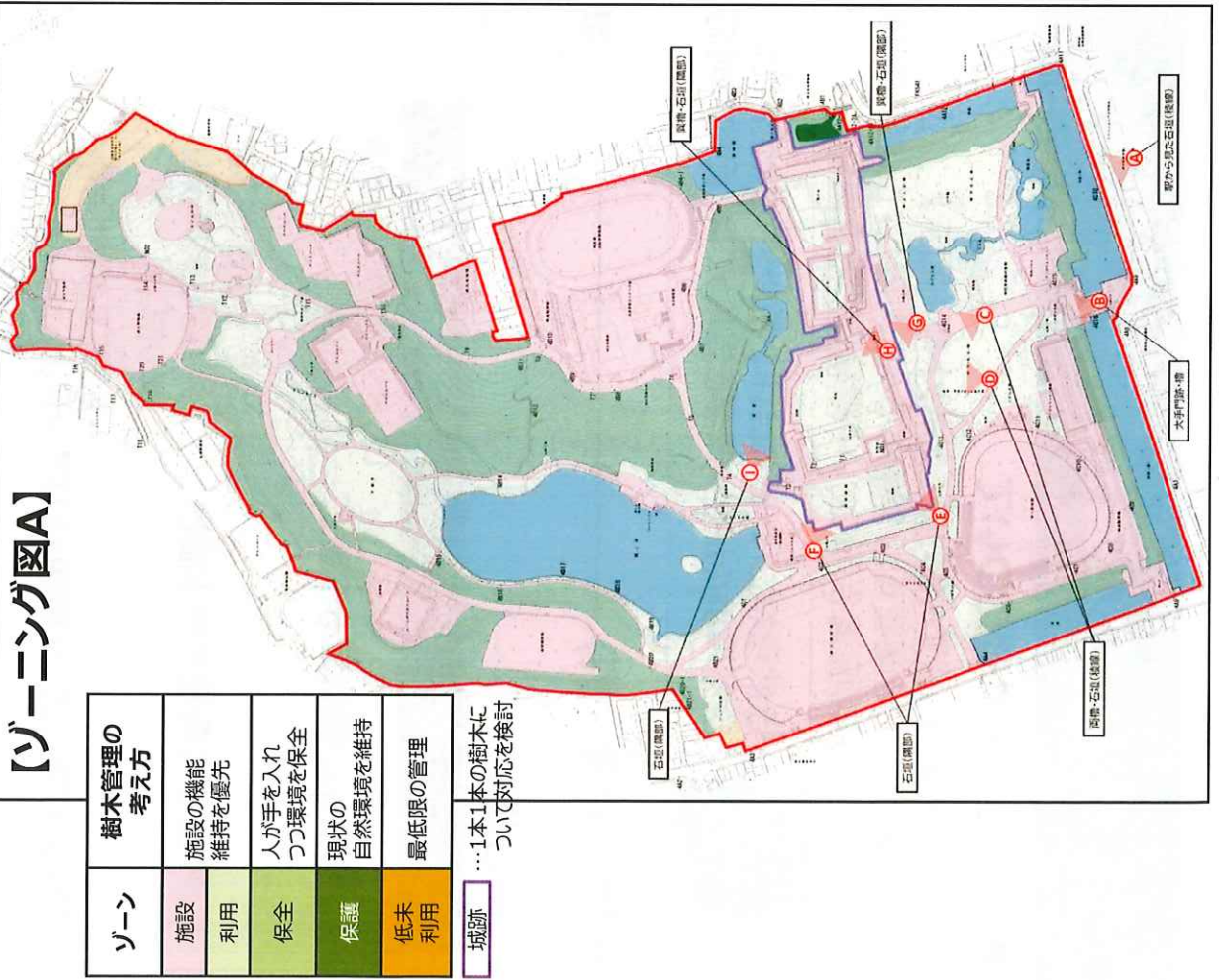


※…年1回程度を想定

【参考】明石公園ゾーニング図A・B



■ 明石公園部会において作成したゾーニング図



(2) 実際に樹木伐採を行う際のルール設定



■ 実際に樹木伐採を行う際（計画策定前段階）の合意形成のルール設定

- ・樹木伐採が想定される状況により、「日常の維持管理」「特別な維持管理」「緊急かつ危険な場合」の3つに区分。それぞれの区分に応じたルールを設定する。
- ・「特別な維持管理」では、「日常の維持管理」で実施するルールに加え、より丁寧な対応を行う。

<樹木管理が想定される状況(例)>

日常の維持管理

施設等の維持管理のほか、自然環境保全のための樹木伐採 ✓

(例：直ちに倒木する恐れはないが枯れている樹木の伐採、混みすぎた樹林の計画的間伐)

特別な維持管理

景観確保やゾーン変更に伴う樹木伐採

(例：保全ゾーンに園路を新設する場合)

緊急かつ危険な場合

台風やナラ枯れによる倒木発生時の樹木伐採

<合意形成のルール設定(例)>

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
管理運営協議会等への説明・相談	事前説明※ (指定管理者)	事前説明※ (県)	事後報告 (指定管理者)
HP等を通じた意見聴取実施	○ (指定管理者)	○ (県)	—
現地説明会等の実施	—	○ (県)	—

※事前説明の例：次年度以降の樹木伐採予定について説明・相談

◆各公園の状況によって生じることが想定される差異(例)

- ・現地説明会に代えてオンライン説明会を実施する。[特別な維持管理]
- ・樹木に対する関心が高い公園においては、現地説明会だけでなく、パブリックコメントを実施する。[特別な維持管理]

(3) 樹木伐採に関する情報発信のルール設定



■ 樹木伐採に関する情報発信（工事着手前段階）のルール設定

- ・工事着手前段階において実施する情報発信のルールを設定する。

<情報発信のルール設定(例)>

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
HPによる情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ (工事実施後速やか)
SNSによる情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ (工事実施後速やか)
紙媒体による情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	-
看板の設置	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	-
現地説明会の開催	-	○ (2ヶ月前)	-

◆各公園の状況によって生じることが想定される差異 (例)

・現地説明会に代えてオンライン説明会を実施する。[特別な維持管理]

【参考】樹木管理の手法



- 樹木の管理(手入れ)には、大きく、①剪定、②伐採、③植樹、④治療・保存の4つに整理される。
- 樹木管理が必要となるケースは様々であり、その目的によって適切な手法を選択する。

枝が枯れて園路に枝が落ちる危険のある場合等に、枝を切る。

① 剪定



② 伐採

間伐やナラ枯れ等のほか、施設に悪影響を及ぼす場合等に根元から木を切る。



記念植樹、緑陰や景観の形成等を目的として新たに樹木を植える。

③ 植樹



必要性の高い樹木の病気の治療のほか、接ぎ木、挿し木、移植による保存を行う。

④ 治療・保存



【参考】樹木管理に係る合意形成の流れ（イメージ）



■ 樹木管理に係る合意形成の流れ

- 樹木管理を実施する際の合意形成の流れをフロー図により示した。
- 伐採を行う場合には、ゾーニング図(STEP1)を踏まえた上で、STEP2～3の手続きをとる。

< 合意形成フロー >

STEP1

ゾーニング図の作成

【目的】園内の各エリアをどのように樹木管理するのかの共通認識を持つ。

STEP2

実際に樹木伐採を行う際の合意形成

【目的】実際に樹木伐採を行うにあたり、関係者との合意を形成する。

日常の維持管理

特別な維持管理

管理運営協議会等において計画を説明・相談
計画を公開し、広く意見募集
(HP/SNS/看板)

— 現地説明会等

STEP3

工事着手前段階における情報発信

【目的】工事着手時にも情報発信することにより、意見のとり漏らしを防ぐ。

日常の維持管理

特別な維持管理

工事の都度、情報発信
(HP/SNS/看板)

— 現地説明会

伐採を計画

工事の着工

3. 県立都市公園における 活性化に関する基本的な考え方

**令和6年7月3日
兵庫県まちづくり部公園緑地課**

1 各公園において検討する事項

- ◆今後、原則として全ての県立都市公園において、当事項について検討を実施する。



- (1) 管理運営協議会等の拡充
- (2) 公園のさらなる利用、参画を促す取組・仕組みの検討
- (3) 「新たなパークマネジメント手法」を導入する際のルール設定
- (4) 公園施設の新設、改廃に関する合意形成のルール設定
- (5) 情報共有マネジメントの検討

【参考】 検討の背景



○課題に応じて対応を実施。

【課題】

課題①

○公園利用者等※が公園運営に新規参入する場合のハードルが高い。

課題②

○ボランティアの活動状況や募集などの情報発信が不十分。
○間伐や景観確保のための樹木伐採など公園の管理に関する理解が十分でない。

課題③

○「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」の導入目的と制度に関する説明・周知が不十分。

課題④

○老朽化等で施設を廃止、又は全面更新する場合や、施設を新設する場合において利用者からの意見聴取や反映手法が不明確。

課題⑤

○公園管理に関する重要な要素である情報共有マネジメントが不十分。

【課題への対応(検討事項)】

対応①

○**管理運営協議会等を設置・拡充。**
(公園の管理運営に係る利用者参画機会を拡充)

対応②

○**公園のさらなる利用を促す取組を検討する。**
○**公園管理に公園利用者等が参画するための仕組みを検討する。**

対応③

○「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」の導入に関する県民への**情報発信や意見聴取のルールを作成。**
(制度に関する説明や公募内容に関する意見聴取を実施)

対応④

○**施設の新設や改廃等の合意形成のルールを作成。**
(施設の改修や新設、廃止など利活用の方針に応じた情報発信や意見聴取を実施)

対応⑤

○**意見収集と情報伝達の両面から整理し、対策を検討。**

※「公園利用者等」…公園利用者、NPO、行政、Park-PFI事業者等を含む幅広い関係者。

2 検討に当たっての基本的な考え方 (標準例)

- ◆各公園においては、当標準例を参考にしつつ、「参画と協働」及び「共創」の促進を図ることを念頭に十分な議論を行い、対応する。
- ◆検討に当たっては、各公園の特性に応じて柔軟に対応する。
(検討結果の差異は積極的に許容する。)



(1) 管理運営協議会等の拡充

■「管理運営協議会等」※の拡充

- ・公園の管理運営について、利用者参画機会のさらなる充実を図るため、管理運営協議会等の拡充を行う。
- ・管理運営協議会等は、公園の管理運営全般に係る市民参画・合意形成の基盤となる。
(樹木管理に係る合意形成・情報発信等の場でもある。)

※「管理運営協議会等」とは

従来の管理運営協議会だけでなく、公園利用者等が自由に参加して公園の管理運営について議論する場を含む。

(例) 「森の会議 (尼崎の森中央緑地)」、「明石公園みんなのмираいミーティング (明石公園)」

目指す姿

- 「要望の場」ではなく「連携のアイデアを提案し、活動につなげる場」
- 既存の活動のアウトプットだけでなく、新しい視点を取り入れるインプットの場
- 各人の持つそれぞれの公園の価値 (固有の価値だけでなく、新しい価値、失われていく価値) を認識し、共有したうえで、公園の管理運営を考える場

＜管理運営協議会等の拡充に係る取組(例)＞

- 管理運営協議会等が未設置の公園においては、幅広い関係者が参加する協議会を設置
- 既存の管理運営協議会においては、より幅広い市民参画を実現するためのメンバー構成を検討
- 公園利用者等が管理運営協議会等に参加できる仕組みの導入
(例：子育て世代等が参加しやすい日時やオンラインでの開催、公園利用者等との意見交換の場の設置)
- 誰もが自由に参加し、意見を述べられる協議の場を新設
(例：「明石公園みんなのмираいミーティング」)



(2) 公園のさらなる利用・参画を促す取組の検討

■ 公園のさらなる利用・参画を促す取組の検討

- ・公園のさらなる利用を促す取組・仕組みを検討する。
- ・公園の実情に応じて公園管理に公園利用者等が企画・行動する仕組みを検討する。

<取組・仕組みの例>

- 公園ボランティア活動の見える化
(SNS等を使った積極的な情報配信や、活動の記録手段としてのHPの活用 等)
- 伐採作業や伐採木を活用した工作などのワークショップの実施
- 公園内で実施可能なイベント等の相談ができる窓口の明示
- 市民が公園を使いこなすための伴走支援を行うパークコネクターの配置

※(参考)各公園における取組の実例

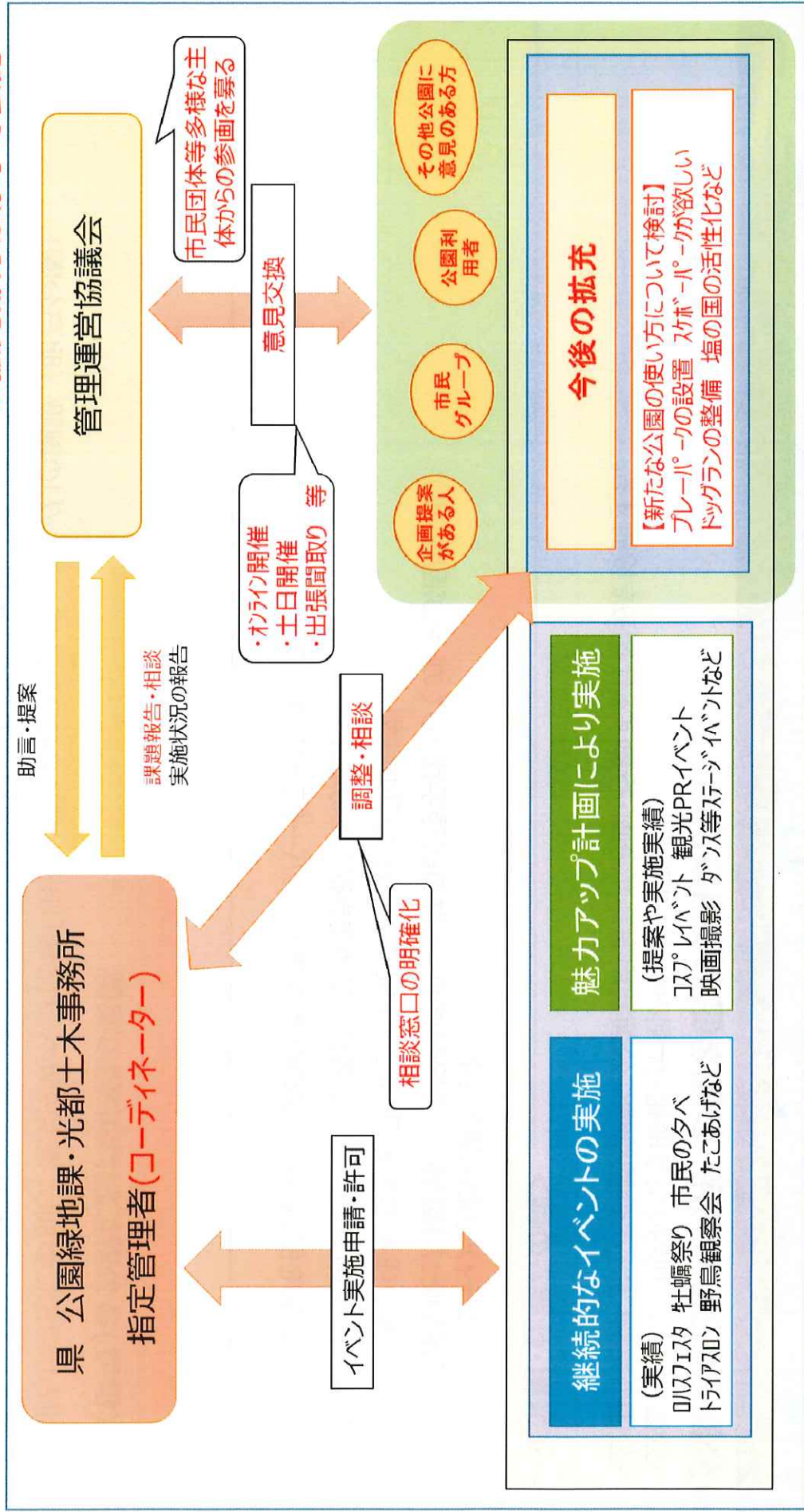
- > 誰もが自由に参加し、意見を述べられる場「明石公園みんなのмираいミーティング」の創設 (明石公園)
- > 新たなイベントを呼び込み、既存事業との相乗効果を発揮するための意見交換会などの仕組みについて検討 (播磨中央公園)
- > 公園利用者等へのヒアリングや学校等に訪問して公園に対する要望を聞き取る等の取組について検討 (赤穂海浜公園)
- > 公園利用者、管理者双方が公園の情報をリアルタイムで共有することのできるアプリPARKFULの積極的な活用

【参考】赤穂海浜公園における取組



- 管理運営協議会として、公園利用者等との意見交換の場を設置。
- 多様な主体からの参画を募り、管理運営協議会の拡充を図る。
- 円滑な議論を行うためにグラウンドルールを整備。

※拡充部分は赤字で表記

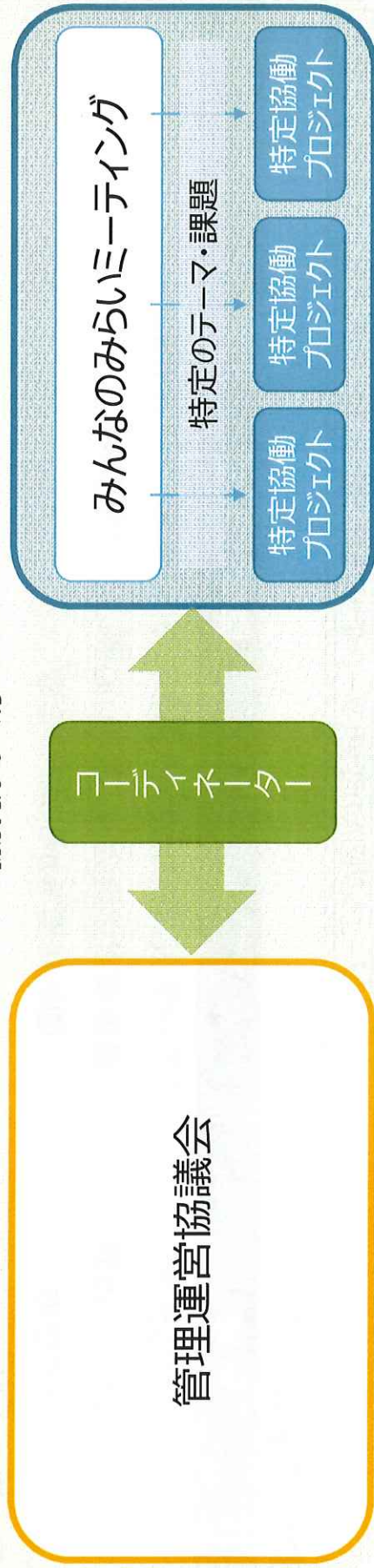


【参考】明石公園における取組



○明石公園の管理運営について協議する場として、「管理運営協議会」、「みんなのみらいミーティング」を設置。

協議の場



	管理運営協議会	コーディネーター	みんなのみらいミーティング
メンバー	10名程度 〔兵庫県、明石市、指定管理者、 有識者、活動団体代表等〕	高田知紀県立大准教授 (当面の間)	誰でも参加可能（出入り自由）
役割	・公園の管理運営や ルール等について協議	・みんなのみらいミーティングの運営 ・市民活動の伴走型支援	・誰もが自由に「談義」する ・情報や人が「マッチング」する ・取組を「企画」する
開催	年2回程度	—	年4回程度

※組織体制は随時見直しを行い、改善を図る。

(3) 「新たなパークマネジメント手法」を導入する際のルール設定

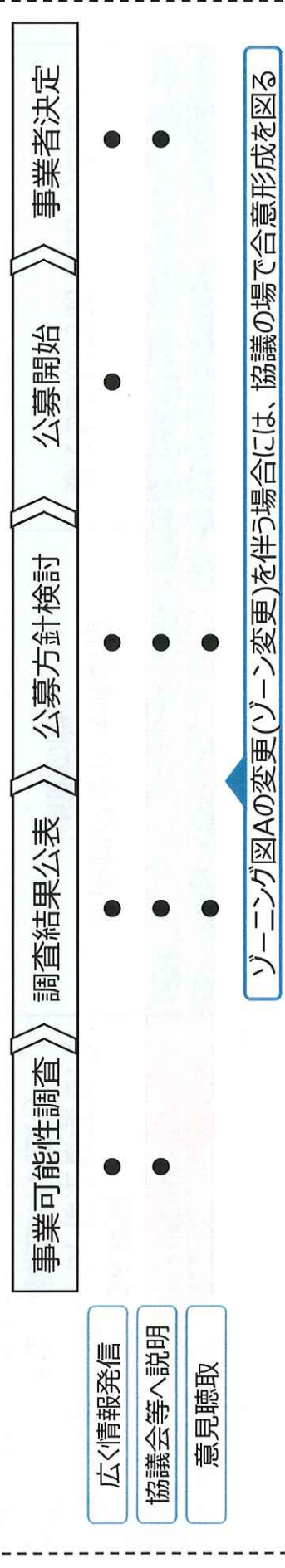


■「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」※を導入する際のルールの設定

- ・導入に向けた各段階における、県民への情報発信や意見聴取等の手続きを設定する。

※長期指定管理、Park-PFI等の、民間事業者の優れたノウハウと資金を呼び込む新たな公園管理の手法

<各段階における手続きの設定(例)>



<具体的手法(例)>

区分	具体的手法
広く情報発信	○記者発表、園内のポスター掲示、チラシ配布、HPへの掲載
協議会等へ説明	○管理運営協議会等に説明、必要に応じて意見を伺う
意見聴取	○公園利用者等からの意見聴取

※県の基本方針

- ▶ 県の責任と負担による県立都市公園の整備や維持管理を基本とし、公園のさらなる魅力向上を図るための手段として、各公園の持つ特性を活かした整備や維持管理を、民間事業者の優れたノウハウや投資を呼び込んで実現する。
- ▶ 利用者ニーズや公園の課題等をもとに、管理運営協議会等での議論を経て、導入に向けた事業可能性調査を始める。
- ▶ 新たな施設整備は、自然環境保全のあり方で検討する【ゾーニング図A：保護ゾーン】を除くエリアでの実施を条件とする。

◆各公園の状況によって生じることが想定される差異 (例)

- ・地域とのつながりが強い公園においては、管理運営協議会等に加えて、地元自治会に対しても説明を実施する。



(4) 公園施設の新設、改廃に関する合意形成のルール設定

■公園施設の新設、改廃に関する合意形成・情報発信のルール設定

- ・公園施設の新設や改廃等に関する合意形成・情報発信のルールを設定する。
- ・公園利用者等からの意見については、可能な限り、施設の利活用の方針に反映する。

<合意形成・情報発信のルール設定(例)>

必要な手続き	区分	
	施設※1の更新	施設※1の新設、 廃止、用途の変更
管理運営協議会等への説明・相談	○	○※2
SNS、HP、現地看板等を通じた情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)
公園利用者等への意見聴取 (利用者アンケート、関係団体へのヒアリング、 HP等を通じた意見聴取など)	—	○

※1 上下水道、電気通信などのインフラを除く。

※2 ゾーニング図Aの変更(ゾーン変更)を伴う場合には、管理運営協議会等において合意形成を図る。

◆各公園の状況によって生じることが想定される差異 (例)

・管理運営協議会等において施設改修等の方針が既に合意されている公園においては、改めての説明や意見聴取は行わない。

(5) 情報共有マネジメントの検討



・公園に関する情報について、公園利用者等どのように共有するのか、**意見収集と情報伝達**の両面から整理したうえで、各公園の特性に応じた効果的な対策を検討する。

■ 意見収集

- ▶ 利用者の多様な声を平常時から集める方法について検討。
- ▶ 障害のある方、子育て世帯等、声を届けにくい利用者の声を集める方法について検討。

＜具体的な対策(例)＞

- 公園利用者等への定期的なヒアリングの場の設置
- 管理運営協議会として、学校等を訪問し、公園に対する要望等を聞き取る 等

■ 情報伝達

- ▶ 各公園が有する情報伝達の手法について、プッシュ型とプル型、デジタル型とアナログ型に整理した上で、効果的な情報伝達の方法について検討し、日常的な公園の管理運営に生かす。

＜情報伝達方法の整理(例)＞

区分	プッシュ型	プル型
アナログ型	園内掲示板、広報紙、雑誌、 新聞記事、チラシ、ポスター	窓口、意見箱
デジタル型	LINE、Instagram、 X、Facebook	HPへのアクセス
	PARKFUL（公園アプリ）	

4. 一庫公園生物多様性戦略2019 概要版

参考資料

I 背景と目的

平成23年4月に策定された「生物多様性ひとくらパーク戦略」に基づき、生物多様性保全に関わる様々な取組を実践してきた。「国崎字知明・卯ノ戸エドヒガン群落」が川西市の天然記念物に指定されたことや、「生物多様性ひとくらパーク戦略」の期間を平成23年度からの10年間と定めていることもあり、新たな課題についてとりまとめた生物多様性戦略を策定することとした。

II 生物多様性保全へ向けたこれまでの主な取組

- (1) 生物多様性保全に関わる取組の推進
- ① 自然環境と里山文化等を継承する取組の推進 等
 - ② 園内の鳥類、昆虫類の調査の実施
- (2) 参画と協働による生物多様性保全活動の推進
- ① 活動団体(ボランティア等)の活動支援
 - ② 利用者への啓発と学習・体験の場の提供
- (3) 関係機関、他施設及び周辺地域等との連携
- ① 公園管理者並びに近隣地方自治体と連携・協力 等
 - ② 「北摂里山博物館構想」との連携・協力 等

III 課題

- 重要な項目
- クヌギ群落の保全
 - 希少種の保全
 - ナラ枯れ対策
 - 野生動物への対応
 - 外来種(植物)対策
 - 活動団体
(活動者の確保のための広報、募集方法の検討など)

IV 戦略の理念と目標 行動計画

「生物多様性ひとくらパーク戦略」の理念及び目標を継承する。生物多様性の保全及び持続的な利用推進に係る重要な課題について行動計画を定める。

理念

一庫公園の豊かな自然環境と生物多様性を次代へ

目標

- ▽いのちの大切さを基本に、参画と協働のもとで多様な生物を育みます
- ▽人の営みと自然が調和し、多様な生物のいのちのつながりと恵みを循環・持続することの大切さなどを学ぶ場を提供します
- ▽地域性豊かな自然と文化を守り育てます

主な取組

クヌギ群落の立地について検討、ゾーニングの見直し、シカ対策の再検討

分布図の作成・電子化、レッドリストの作成

継続的な監視、ブラックリストの作成

パッチディスプレイの試行

枯損木の伐採、点検強化、植生の再生状況の実態調査

活動者の新規募集方法の検討、イベント等の開催

行動計画

(1) クヌギ群落の保全

(2) 天然記念物エドヒガン個体群の保全

(3) 希少種の保全

(4) 外来種(植物)対策

(5) 野生動物への対応

(6) ナラ枯れ対策

(7) 参画と協働による生物多様性の保全活動の推進

5. 兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画 概要

I 目的と背景 (第1章)

少子高齢化の進行や人口減少社会の本格的到来、防災や環境への意識の高まり、さらに地域創生など、県立都市公園を取り巻く社会状況が大きく変化したことを受け、県下の花と緑の取組みの方向性を示す「ひょうご花緑創造プラン」の改定に合わせ、県立都市公園が、県民共有の資産としてより一層の効果を発現するよう「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」を策定する。

II 現状と課題 (第2章)

◆現状

- (1) 県立都市公園の整備
 - ・ 県立都市公園：15ヶ所、開園面積約1,130ha (H27.12時点)
 - ・ 人当たり都市公園面積：12.4㎡/人 (H26.3時点) → 全国平均を上回る
 - ・ 市街地の緑地面積割合：30.6% (H25.8時点) → 目標3割を達成 など
- (2) 都市公園の運営管理
 - ・ 効果的・効率的な管理への取組：指定管理者制度を導入 (H18～) → (現在)15公園全てで実施
 - ・ 県民の参画と協働の取組：管理運営協議会などを設置、各活動団体によるプログラム実施 など
 - (3) 特徴的な取組
 - ・ 県立淡路景観園芸学校 夜路花博及花みどりフェアの開催 など
 - ・ 県立都市公園の整備費などの推移 平成7年以降、整備費・維持管理費とも減少傾向

◆課題 今後の都市公園における取組みに関する主な課題(5点)

① 既存ストックの活用 今後の方向性を 既得した資源を 活用し、新たな 施設を創出する ことへの対応 (選択と集中)

② 施設の老朽化、ストックの活用 などに対応する ための専門的人材の育成や体制の確保

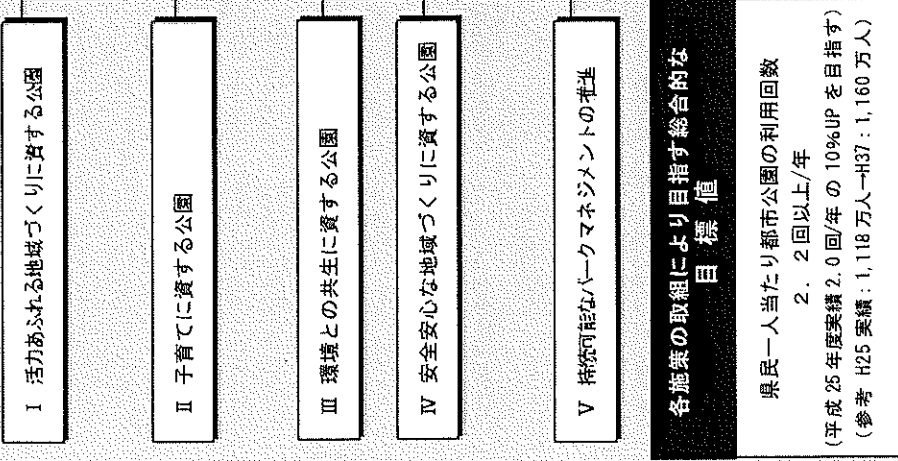
III 基本方針 (第3章)

◆計画期間

- ・ 展望年次：2040年 (H52)
- ・ 計画期間：2025年 (H37) 概ね5年で見直し
- ◆ 基本的な取組姿勢
 - ・ 「ふるさと兵庫」のゆたかな暮らしを支える
 - ・ 「公園づくり」に取組む
 - ◆ 取組みにおける留意点
 - ・ 社会変化を踏まえた「量」から「質」への転換の推進
 - ・ 県民の参画と協働など多様な連携の工夫、公園の持つ多様性を生かす
- ◆ テーマと施策方針
 - ・ これからの県立都市公園で取組む15つのテーマと18の施策方針!

IV 推進施策 (第4章)

5つのテーマ



18の施策方針

- ① 地域の活性化をもたらし公園づくり
- ② 地域文化の保全・継承、新たな芸術文化を創造する公園づくり
- ③ 元気で健康的な生活に資する公園づくり
- ④ 子育て世代を支援する公園づくり
- ⑤ 子どもを育む公園づくり
- ⑥ 3世代が楽しめる公園づくり
- ⑦ 自然環境を守り・生かす公園づくり
- ⑧ 環境との共生を学ぶ場としての利活用
- ⑨ 安全な暮らしを支える防災拠点としての利活用
- ⑩ 安心地域づくりに役立つ公園づくり
- ⑪ 誰もが楽しく安心して利用できる公園づくり
- ⑫ 効率的な老朽化対策の計画的な推進
- ⑬ 社会変化を踏まえた「パーク・マネジメント」等の推進
- ⑭ 施設間連携、民間活力等の連携による効率的・効果的な事業推進
- ⑮ より良いサービスを提供する管理運営体制等の工夫
- ⑯ 県民の参画と協働の活動を推進する仕組みの工夫
- ⑰ 効果的な広報の推進
- ⑱ 公園づくりの評価等の推進

主な取組み

- 観光拠点型公園の整備・活用 (赤穂海浜公園：「爐の国」のリノベーション)
- 文化財等を保全、活用する公園の整備・活用 (舞子公園：「旧武藤邸」等の活用)
- 健康づくり公園の整備・活用 (播磨中央公園：マラソン、サイクルロードレース大会の開催)
- 子育て支援公園の整備・活用 (甲山森林公園：乳幼児用の施設整備や子育てを支援するプログラムの実施)
- プレーパークなど子どもの育成に資する整備・活用 (明石公園：冒険ひろばあかしっこ等の場づくりの拡大)
- 地域の高齢者と子どもが一緒に楽しめる公園づくり (一庫公園：里山文化などを伝える3世代交流イベント)
- 生物多様性を確保する公園づくり (尼崎の森中央緑地：地域性植物による緑地の創造)
- 園内発生の材のサイクルの推進 (丹波並木道中央公園：間伐材の利用)
- 防災拠点としての機能維持と利活用 (三木総合防災公園：全県拠点としての機能維持、活用)
- 防犯環境に配慮した設計の導入による安心な公園整備 (全公園)
- 公園のユニバーサル化の推進 (舞子公園：外国語ボランティアの接遇向上などのための研修会開催)
- 計画的かつ的確な老朽化対策の推進 (全公園)
- 時代変化に対応したリノベーションの推進 (全公園)
- 各種施設との連携による効率化・効能向上 (全公園)
- 県立淡路景観園芸学校の取組、パークマネジメントを担う行政の人材の育成
- 公園を舞台とした県民の参画と協働の活動の総合的な仕組づくりの推進 (全公園)
- 時代に応じた手法を活用した広報、及び多様な媒体、主体、地域等の連携による広報 (全公園)
- 公園の魅力向上につなげるPDCA評価と反映の実施 (全公園)

各施策の取組により目指す総合的な目標

県民一人当たり都市公園の利用回数
2.2回以上/年
(平成25年度実績2.0回/年の10%UPを目指す)
(参考 H25 実績：1,118万人→H37：1,160万人)

一庫公園

6. 兵庫県立都市公園リノベーション計画（概要版）より

【公園概要】

開設年月日	平成10年（1998年）7月29日
面積	計画面積：116.1ha、開園面積：48.2ha
種別	広域公園
主な施設	ネイチャーセンター（北摂里山博物館ビジターセンター）、自然観察の森、森の広場、見晴らしの丘、森の遊び場、丘の流れ、森の遊び場、駐車場

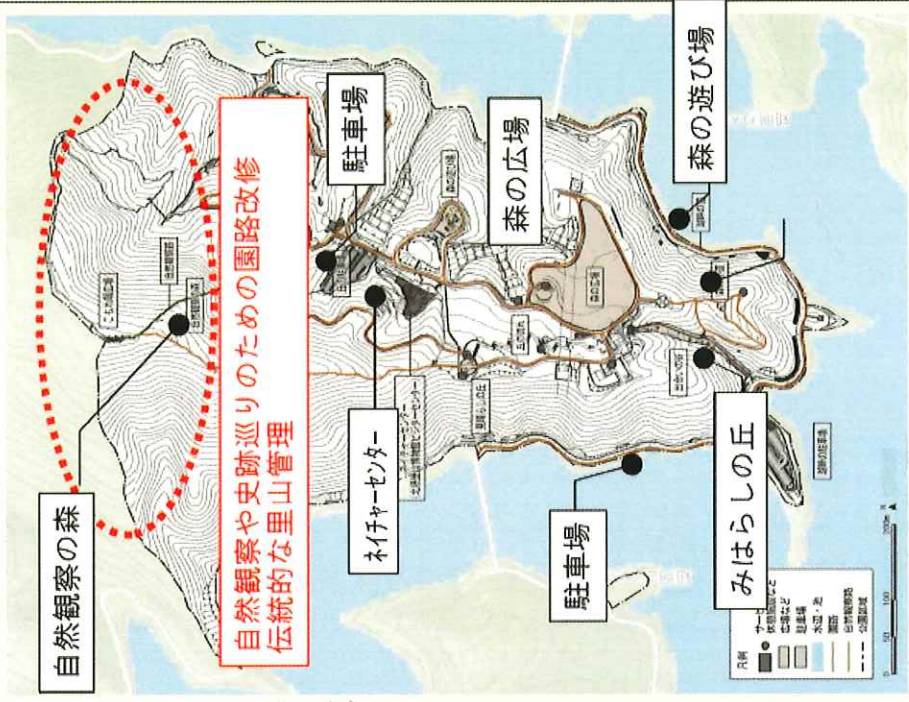
【テーマ】

豊かな森を活かしたレクリエーション
炭焼き等の地域文化の伝承

【方策】

生息する動植物等や園内に数カ所残る炭窯跡などの解説サインを整備し、自然観察や史跡めぐり、ウォーキングなどの活用を図る。また、伝統的な一庫炭の薪炭林として維持するため、樹木伐採等による里山管理を実施する。

- 解説サインの整備
（QRコード等によるサイン整備、77°りの開発）
- 里山管理
（樹木伐採による低林管理）



7. 生物多様性ひとくらパーク戦略(概要)

I 生物多様性ひとくらパーク戦略策定の背景及び目的

1 背景

公園周辺は「日本一の里山」ともいわれる豊かな自然が今なお残されているが、里山への人々の関わりが希薄となり、古くから守り育てられてきた一帯の里山の姿が失われつつある。こうした状況の下、園内の恵まれた自然環境を守るとともに、里山の文化や伝統技術などを広く後世に引き継いでいくことを公園設置目的の一つとして掲げ、自然観察や炭焼き教室等の取組みを「参画と協働」により積極的に進めている。

2 目的

園内で行われたきた「参画と協働」による取組みの中で見えてきた課題の解決を図り、一庫公園の設置目的を達成すると共に、「参画と協働」による取組みをさらに推進するため、「生物多様性の保全等を推進するための計画」の策定及び「具体的な推進の方策等」を明示する。

II 生物多様性をとりまく情勢

生物多様性とは、全ての生物の多様な変異やつながりが合う関係のことである。生物多様性条約による「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」といった3つのレベルの多様性が存在する。

また、私たちの生活は「生物が生み出すきれいな空気と水の供給」「食糧・燃料・薬品資源の供給」「環境形成機能と防災機能」等の生物がもたらす様々な仕組みによって支えられている。

III 一庫公園における生物多様性

1 自然環境(地形・気候など)

一庫公園は一庫ダムに突き出した半島に位置し、周囲はなだらかな山地で、超丹波帯と呼ばれる地質が分布している。また気候は瀬戸内海気候区に属した穏やかな気候となっている。

2 多様な生物

一庫公園周辺では、3,123種の生物が確認されている。植生は主にクヌギ群落とコナラ-アベマキ群落で占められている。動物についても鳥類85種、哺乳類19種他多くの動物が確認されている。一方公園周辺では多くの外来種が生息しており、植物も合わせると約150種が確認されている。

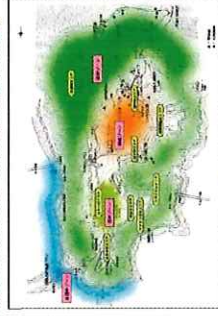
IV 一庫公園における様々な取組み

1 指定管理者及び活動団体等の取組み

- ・小学校の環境体験学習や県民の里山体験等を積極的に受け入れ
- ・園内を4つのゾーンに区分しゾーン毎の特色を活かした利用や管理の実施
- ・活動団体と協力し自然環境を保全・再生するための取組み
- ・5つの団体(ボランティア等)による県民参画型の様々な活動等

2 生物多様性の保全と創出に向けた従前からの取組みにおける課題

- ・生物多様性の保全と創出に関する情報整理・情報発信、体制整備、活動団体との連携強化
- ・資金や活動人員の確保、活動場所の提供、専門家のアドバイザーや他団体との交流の機会確保
- ・CSR活動の場所提供や活動指導者の輪旋、活動場所の提供等

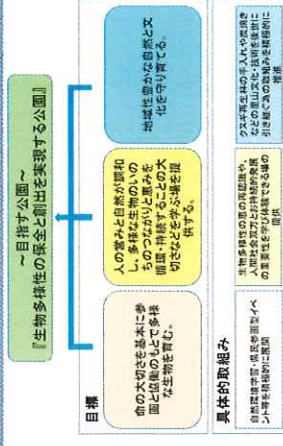


園内ゾーンマップ

V 戦略の理念と目標

本戦略では貴重な財産である一庫公園の自然環境と生物多様性を次世代へとしっかりと引き継いでいくことの必要性から「一庫公園の豊かな自然環境と生物多様性を次世代へ」を理念としている。

また、『生物多様性の保全と創出を実現する公園』をめざし、それに向けた3つの目標を設定する。



VI 行動計画

生物多様性の保全と創出に関する取組みを引き続き推進すると共に、過年度の取組みの中で明らかとなった課題を解決するため、次のような行動を積極的に展開する。

行動計画

行動計画	概要
全ての事業や活動において生物多様性に関する共通認識を醸成する。	生物多様性の保全と創出に関する必要事項を整理し、取組みの具体策などに立
参画と協働による生物多様性の保全活動の推進	・希少植物の保護や外来植物の除去に向けた方向性を明らかにする。他 ・活動団体(ボランティア等)の活動を支援すると共に、県民(公園利用者)等に対し生物多様性の重要性等に関する啓発に努める。 ・企業等が行うCSR活動等に活動場所を提供し、活動を支援する。
一庫公園における具体的な取組みの推進	・活動団体の協力を得ながら、公園における全ての取組みを県民(公園利用者)の参画のもとで展開する。他 ・生物多様性の保全と創出に関する取組みを進めるため、関係機関、周辺の人施設及び周辺地域などと連携・協力する。
上位計画や関連諸構想等との整合	・生物多様性の保全と創出に関する計画や構想等との整合性を図る。 ・生物多様性の保全と創出に関する両面(有馬富士公園と一庫公園)の連携をさらに密にする。 ・里山管理等に關する両面の特徴を活かすつ、共同研究や協働イベントの開催を行う。

VII 戦略の効果的推進

戦略の効果的な推進に向け、公園を利用する者、自主的な活動を展開する者、公園を管理運営する者等が連携・協調しながら戦略を推進する。また行動計画で示された項目を推進する為の具体策を規定し、行動計画推進に必要な項目及びその内容、実施目標年度を設定する。

8. 一庫公園

ゾーニング図等 抜粋

目次

1 生物多様性ひとくらパーク戦略

(1) 園内ゾーニング図	1
(2) 現存植生図	2
(3) 重要種確認位置（植物）	3
(4) 重要種確認位置（動物）	4
(5) エドヒガン分布位置	5

2 一庫公園生物多様性戦略 2019

(1) エリア区分図	6
------------	---

3 県立都市公園リノベーション計画

(1) リノベーション方針図	7
----------------	---

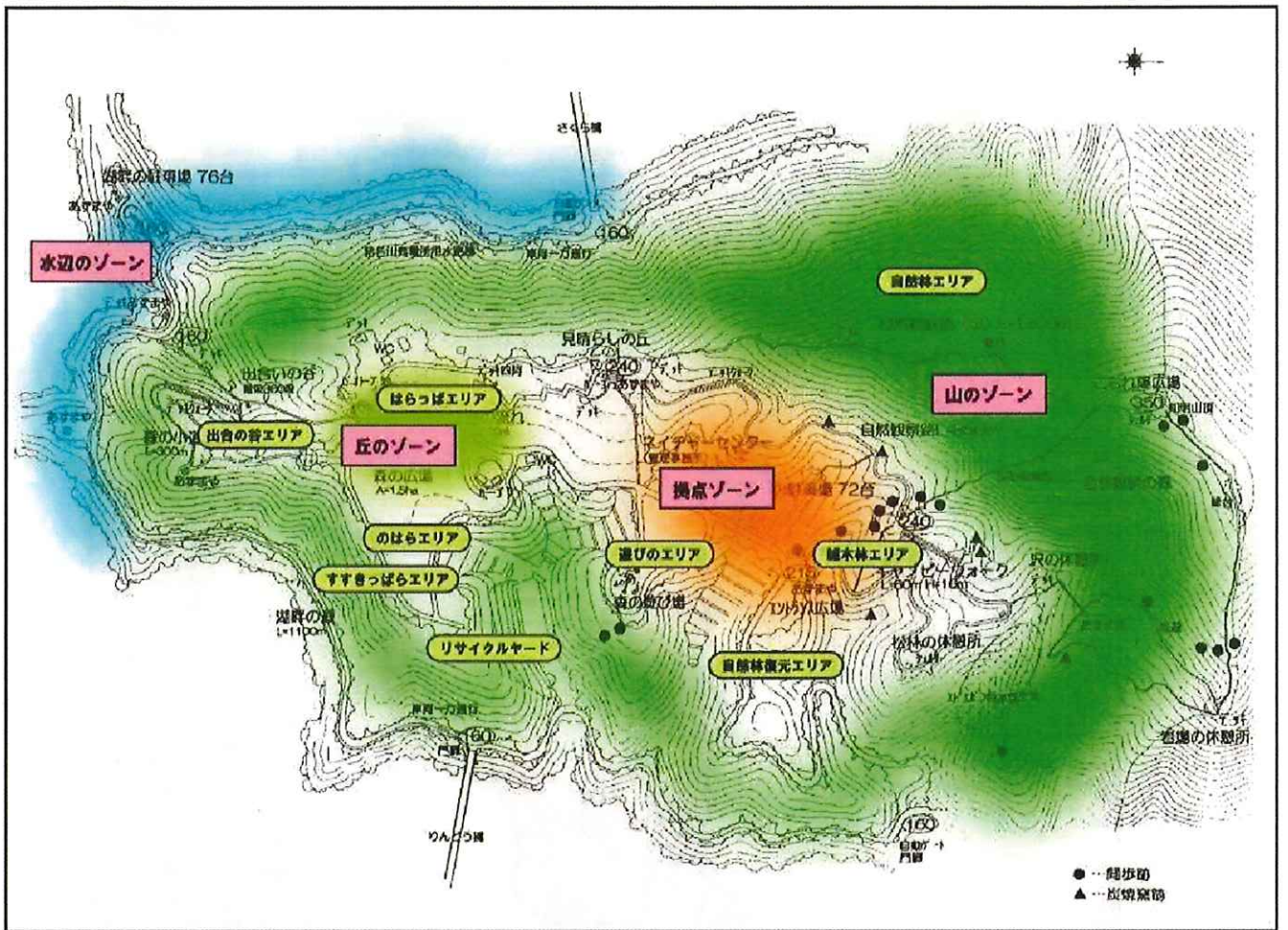


図 園内ゾーニング

園内を4つのゾーンに区分し、ゾーンごとの特色を生かした利用や管理を進めている。

- ①拠点ゾーン 公園利用者や活動団体の参画と協働による様々な取組等を支援するとともに、多様な情報を発信するための拠点として、ネイチャーセンターが設置されている。
- ②水辺ゾーン 湖畔の道（知りんどう橋西詰から知明さくら橋北詰の間 約1,100m）は、一庫ダムの本体や湖水を望みながら散策することができる。
- ③丘のゾーン 出合いの谷や森の小道、森の広場など、人と自然との出会いの場である。
- ④山のゾーン 薪炭林や炭釜跡等が残る山を活かし、公園利用者参画による様々な環境学習等ができるほか、生物多様性の保全や創出に関する活動や実践ができる。

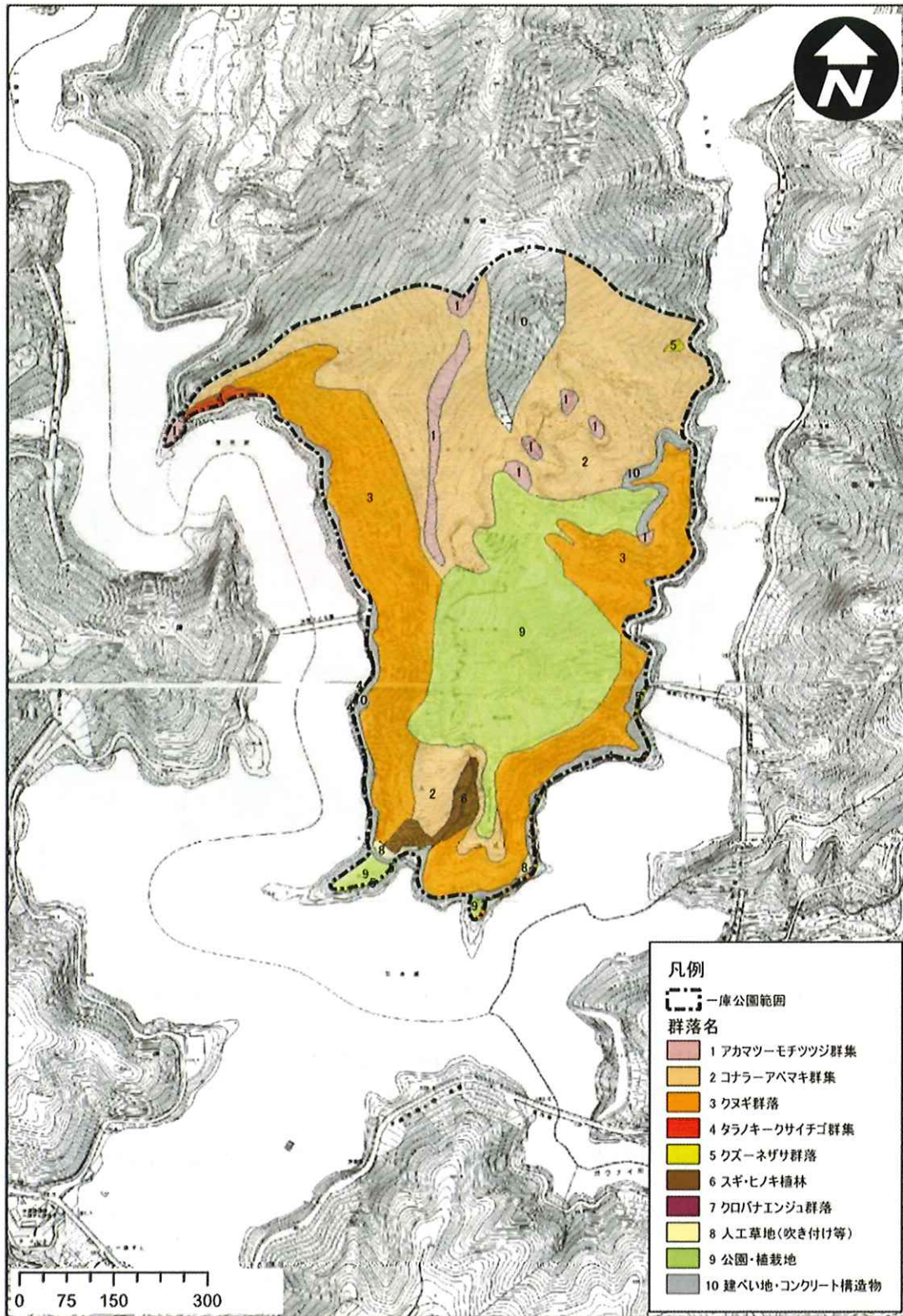


図 現存植生図 (平成 13 年度河川水辺の国勢調査を基に作図)

一庫ダム周辺では、斜面下部にクヌギ群落、斜面上部から中部を中心にコナラ-アベマキ群集が分布している。また、尾根や斜面上部にはアカマツ-モチツツジ群集、湖岸部には外来種群落のイタチハギ (クロバナエンジュ) 群落などが分布している。

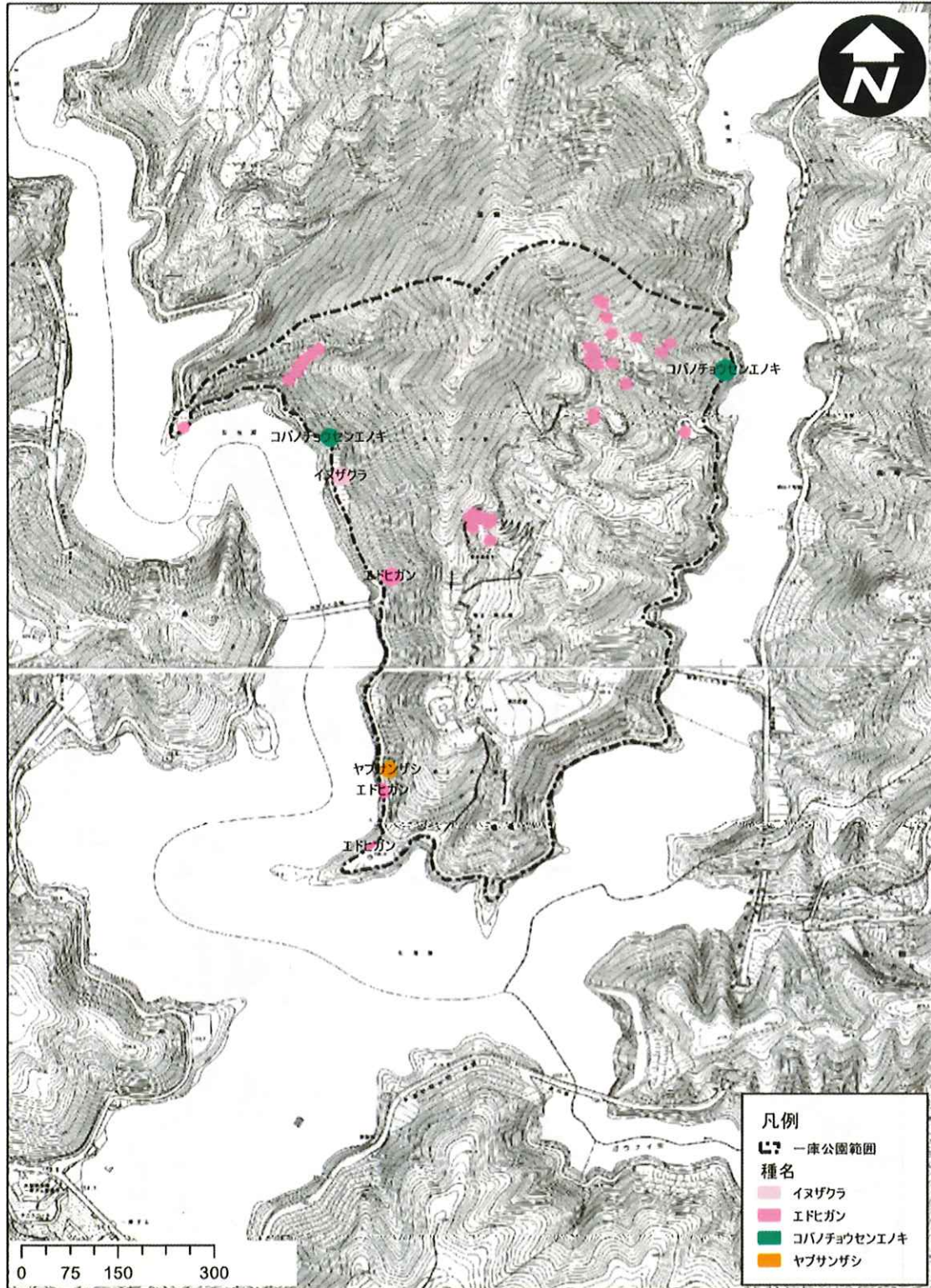


図 重要種確認位置 (植物)
 (平成 13 年度河川水辺の国勢調査結果および石田ほか (2009) などを基に作図)

公園内に生息している重要種としては、コバノチョウセンエノキ、ヤブサンザシ、イヌザクラ、エドヒガン、アリマグミ、コムラサキ、ギンラン、キンランの計 8 種があげられる。

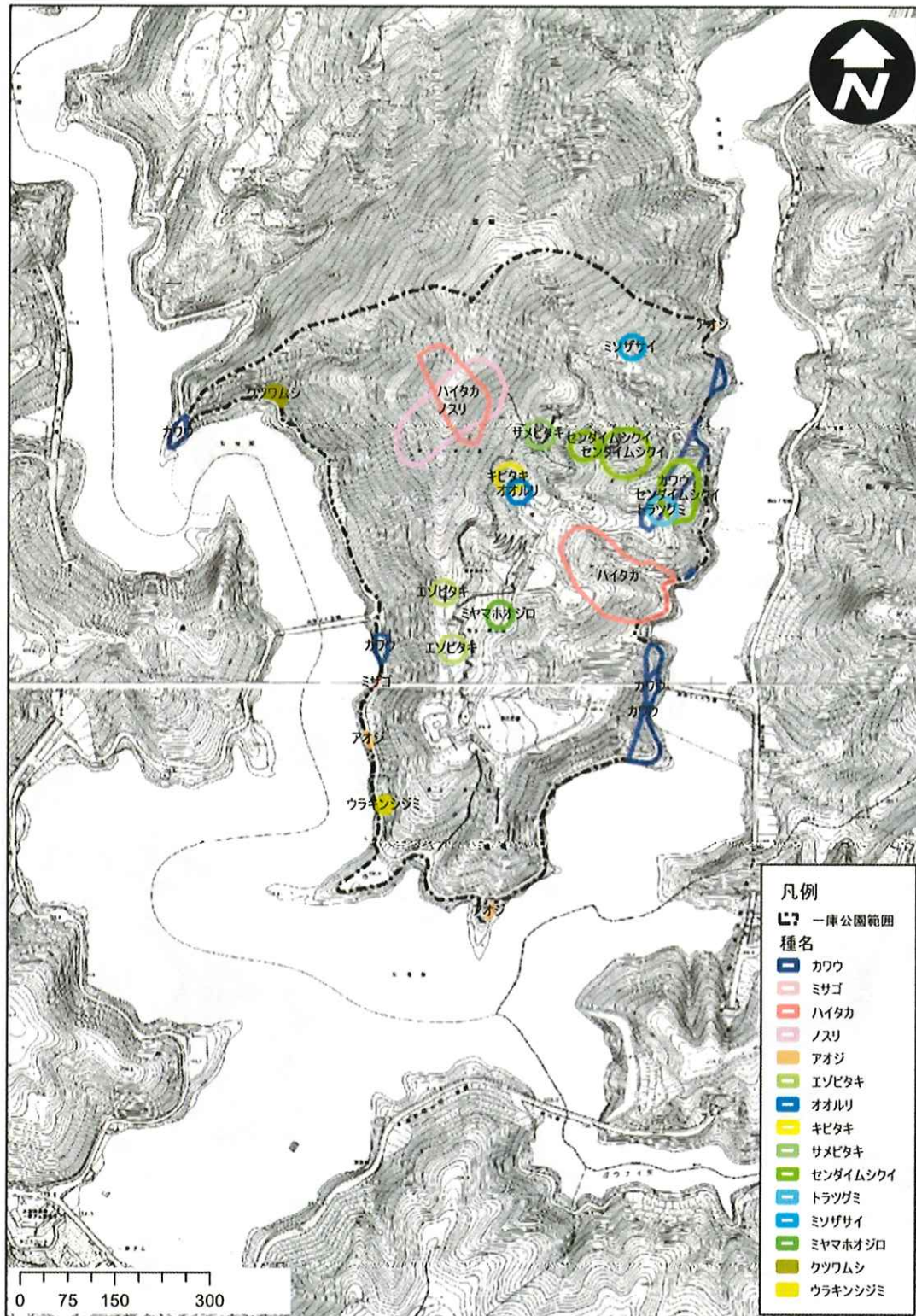


図 重要種確認位置（動物）
 （平成15年度、平成18年度河川水辺の国勢調査結果を基に作図）

公園内で確認されている重要種は、鳥類11種、両生類5種、爬虫類1種、陸上昆虫類13種、陸産貝類1種である。



図 エドヒガン分布位置

猪名川上流域は、絶滅危惧種エドヒガンの県内有数の分布地となっている。高木化が進む一方、次世代を担う若木が少なく、減少が懸念される。



一庫公園エリア区分図

赤い線で囲まれた部分は、クヌギ低林が目標のエリアを示しており、緑の線で囲まれた部分は、現状のクヌギ低林管理範囲を示している。

炭窯跡
 ■炭焼きについての解説の充実

自然観察の森
 ○森林の間伐や低林化の実施
 ○サインの充実

駐車場
 ○臨時駐車場の拡張検討
 ○渋滞状況が把握できるシステムの検討

丘の流れ
 ○調査及び対策の検討

ネイチャーセンター（北摂里山博物館ビジターセンター）
 ■文化財等を活用したプログラムの充実

森の遊び場（遊具）
 ○遊具の更新

森の広場、湖畔の道、森の小道、出合いの谷
 ○支障樹木の伐採
 ○圍路の防災対策

凡例：リノベーション方針
 ■ 新規施設の導入
 □ 機能の更新
 ○ 機能の維持・保全



リノベーション方針図

黄色の点線で囲まれた部分が、機能の更新を示している。駐車場と森の広場（遊具）の2つである。

青色の点線で囲まれた部分が、機能の維持・保全を示している。炭窯跡、自然観察の森、ネイチャーセンター（北摂里山博物館ビジターセンター）、丘の流れ、森の広場、湖畔の道、森の小道、出合いの谷の8つである。